

参考6 . 漁場油濁被害救済制度

1 . 漁業被害救済、防除・清掃事業

対象：原因者不明事故

内容：漁業被害救済金支給、防除・清掃費支弁

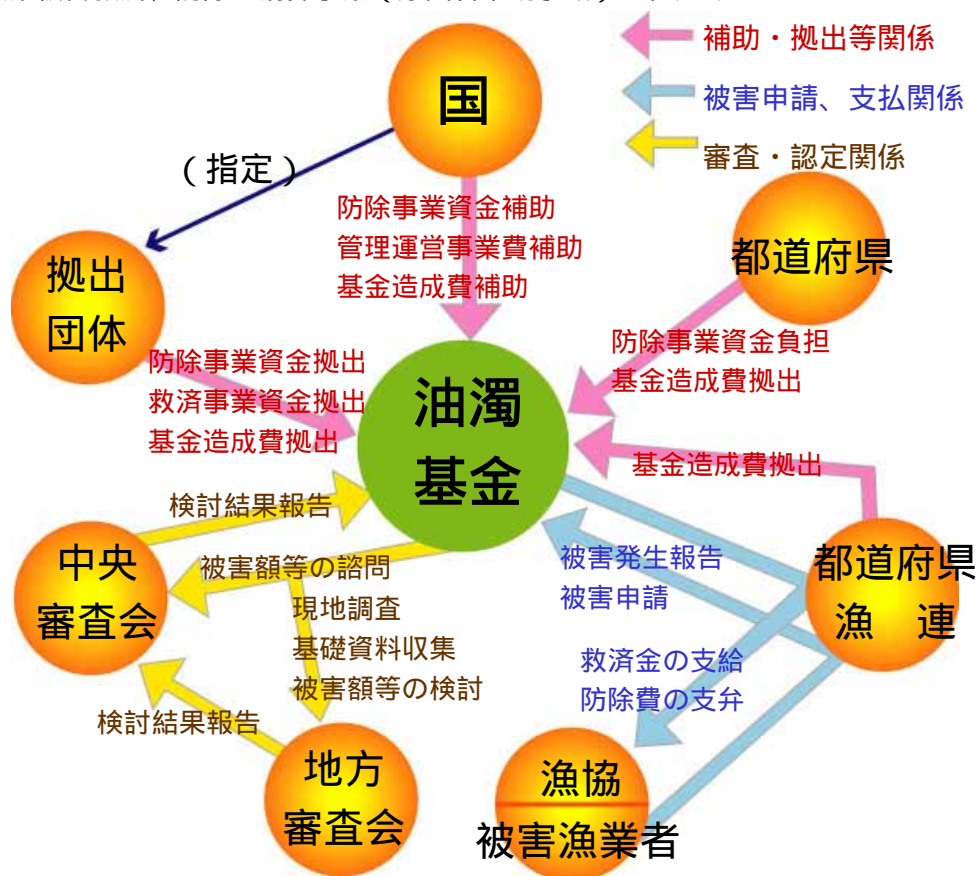
2 . 特定防除事業（平成19年3月31日までの時限措置）

対象：原因者判明事故

内容：防除・清掃費支弁（1事故1都道府県あたり1,500万円まで）

3 . 調査、知識の啓発普及、指導事業等

漁業被害救済、防除・清掃事業（原因者不明事故）の仕組み



救済等の対象となる事故

原因者（賠償の責を負う者）が不明の油濁事故

漁業被害を受け、又は受けるおそれのある油濁事故

漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃を実施した油濁事故

救済等の対象

1．対象者

組合員資格を有する漁業者、漁協等

2．被害救済

生産物の被害（廃棄、品質低下、緊急処分等）

漁船、漁具、養殖施設の被害（残存価格）

休漁被害

漁業種類や漁場の変更による被害

3．防除、清掃費の支弁

油の漁場流入の防止（資材費、作業費）

浮遊油、漂着油の除去（資材費、作業費）

漁具、養殖施設等の避難

4．救済等の対象にならないもの

漁場油濁でない油濁（レクリエーション目的、環境美化運動等）

漁協の行う会議等の費用、常勤役職員の出張費等

被害金額が50万円以下の場合の救済（防除、清掃には下限規定なし）

5．その他

申請書の提出は油濁事故発生後原則として60日以内

拠出団体

* 船舶（漁船を含む）関係団体等

（社）日本船主協会、日本内航海運組合総連合会、（社）日本旅客船協会、日本財団、

（社）大日本水産会

* 陸上施設に係る事業関係団体等

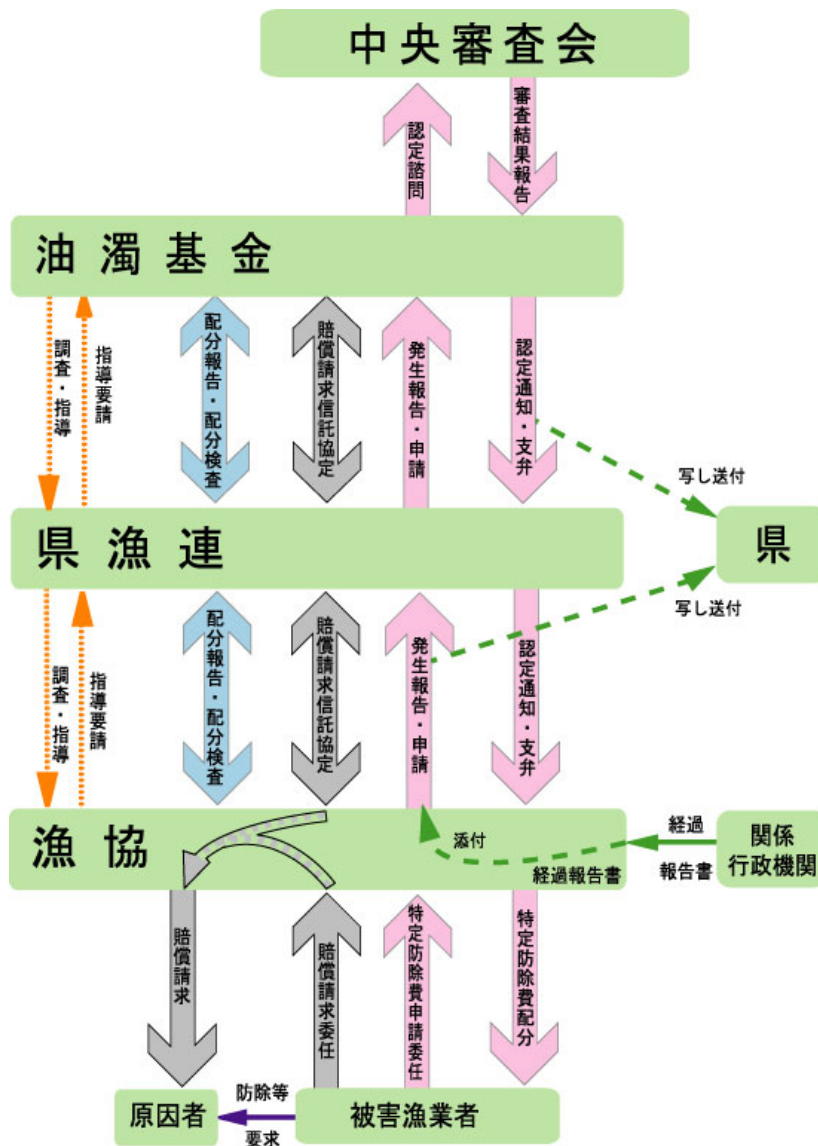
石油連盟、電気事業連合会、（社）日本鉄鋼連盟、（社）日本経済団体連合会、（社）

日本電機工業会、（社）日本自動車工業会、（社）日本貿易会、（社）日本産業機械工

業会、石油化学工業協会、日本肥料アンモニア協会、日本化学繊維協会、（社）セメン

ト協会、（社）日本ガス協会

特定防除事業の仕組み



原資

(国からの補助金及び関係都道府県からの負担金を積み立てた) 繰越防除清掃費助成資金造成費のうち都道府県分

特定防除事業の対象となる事故

原因者が判明しているが、原因者による防除措置及び清掃作業が行われない油濁事故であって漁業者等がやむを得ず防除措置及び清掃作業を実施した油濁事故

支弁等の対象

1. 対象者

組合員資格を有する漁業者、漁協等

2. 防除、清掃費の支弁

油の漁場流入の防止(資材費、作業費)

浮遊油、漂着油の除去(資材費、作業費)

漁具、養殖施設等の避難

3. 支弁等の対象にならないもの

緊急時以外の油の抜き取り

漁場油濁でない油濁(レクリエーション目的、環境美化運動等)

漁協の行う会議等の費用、常勤役職員の出張費等

4. その他

支弁の額は、1事故1都道府県当たり1,500万円を限度

申請書の提出は油濁事故発生後原則として180日以内